徳島県人事委員会告示第20号

職員の任用に関する規則（徳島県人事委員会規則４－９）第46条第１項第２号及び第３号の規定に基づき、次の採用候補者名簿は、令和８年11月11日をもって失効したので、同条第２項の規定により公示する。

令和８年11月20日

徳島県人事委員会委員長　　石　　本　　寛　　子

採用候補者名簿の名称	確　定　年　月　日
徳島県職員（大学卒業程度）採用候補者名簿	令和７年11月20日
徳島県職員（短期大学卒業程度）採用候補者名簿	令和７年11月20日